

## 平成27年産大豆入札取引の新規売り手登録申請の受付案内について

平成27年8月4日  
(公財) 日本特産農産物協会

当協会が実施する大豆入札取引については、年産ごとに売り手及び買い手として参加する者を登録することとしています。

従来、売り手としてJA全農(全国農業協同組合連合会)及び全集連(全国主食集荷協同組合連合会)の2者が登録されておりますが、平成27年11月から開始する平成27年産大豆入札取引に新規に売り手として参加を希望される場合は、次により申請を受け付けています。

### 1. 新規に売り手登録者となる場合の要件

農林水産省生産局長通知「国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領(以下「要領」という。)」に基づく「生産者団体等」であって、要領の「生産計画及び集荷・販売計画(以下「計画」という。)」を作成する者

具体的には、地域農協連(経済連)、農協(単協)、2以上の集荷業者で構成する法人(事業協同組合等)で、上記計画を作成する場合は該当します。

#### ○ 国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領第2の1(抜粋)

「生産者団体等」とは、次の(1)又は(2)に掲げる者であって、国産大豆の生産者(以下単に「生産者」という。)からその生産に係る大豆の売渡しの委託(当該委託を受けた大豆の集荷の業務を行う者からの当該委託に係る大豆の売渡しの委託及び当該大豆につき順次行われる売渡しの委託を含む。)を受けたものをいう。

(1) 大豆の生産者がその直接又は間接の構成員となっている農業協同組合又は農業協同組合連合会

(2) 大豆の集荷の業務を行う者がその直接又は間接の構成員となっている法人((1)に掲げる者を除く。)

### 2. 入札取引に上場できる大豆の要件(大豆の入札取引に係る業務規程(以下「規程」という。)第3条)

取引の対象とする大豆は、次の全てに該当する大豆とします。

(1) 国内産大豆のうち、農産物検査法(昭和26年法律第144号)第2条第1項に規定する農産物検査を受けた大豆であって、その規程に定める普通大豆の1等から3等までの品位又は特定加工用大豆合格の品位に適合する大豆

- (2) 過去に販売されたことがない大豆（売り手が大豆生産者から販売の委託を受けた大豆）
- (3) 生産者団体等により販売される大豆であって、生産年の8月31日までに生産者から売渡しの委託の申込みが行われ、生産年の翌年の3月31日までに生産者から生産者団体等に引き渡されたもの

### 3. 入札取引による販売数量の目標（規程第4条）

入札取引は、大豆の産地品種銘柄等ごとの需給動向及び品質評価を的確に反映した価格形成を図るとともに、その価格が入札取引以外の取引の指標として活用されることをねらいとしていることから、売り手別の集荷・販売計画において

- ① 当該年産の大豆の販売予定数量の合計の1/3以上の数量かつ
- ② 当該年産の販売予定数量において、500トン以上の産地品種銘柄について、1/3以上の数量を入札取引の対象とします。

### 4. 売り手登録者の経費の負担

売り手及び買い手は、協会の運営に要する経費として、次に掲げる登録料及び拠出金を拠出する必要があります。

- ① 登録料(規程第6条)：年産毎に1万円
- ② 運営拠出金(規程第33条)：入札取引により取引される数量及び取引指標価格を基準として契約栽培及び相対で取引される数量に応じて拠出。大豆60kg当たり、売り手、買い手それぞれ1円。但し、買い手は、代金に上乗せして、売り手を通じて拠出

### 5. 事務処理の方法（規程第11条ほか）

入札販売計画、上場申し出、代金決済、物流指示等の事務処理方法については、基本的に従来から売り手登録者が実施している方法と同様としますが、具体的には協会と売り手登録者が別途協議して設定することとなります。

国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/daizu/index.html>

大豆の入札登録に関する業務規程

<http://www.jsapa.or.jp/daizu/daizutop.html>